

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 秋田県にかほ市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.0%
全職員	67.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料に基づき決定されており、同一級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.2%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.4%
31～35年	85.3%
26～30年	98.6%
21～25年	112.2%
16～20年	88.8%
11～15年	78.1%
6～10年	88.0%
1～5年	95.5%

【説明欄】

扶養手当（期末手当及び寒冷地手当額への影響有）について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83.8%である。

勤続年数20年までのそれぞれの区分において、男性職員のうち、実績に応じて各種特殊勤務手当が支給される消防職員が30～40%を占めている。

勤続年数11～15年の女性職員のうち23.1%が育児休業により無給の期間が発生している。